

鎌倉武家社會に於ける家族の一考察

藤 直 幹

鎌倉武家社會に於ける家族の研究に就いては、既に屢々先人の手によつて試みられ、勝れた業績の遺されて寄與するところ多きものあり、今再び小論に於いて、この問題に就いて考察を繰り返さうとするためにはその立場に就いて一の説明を必要とする。

これ迄に行はれた諸研究の有つ意義は、その對象を専ら家族生活自體の説明に向け、方法としてはそのうちに見出さるゝ種々の要素を抽出して家族の性質を明らかにしようとしたことである。然しその分析的能度は、他面に於いては、武家社會構成の基本的組織として重要な意義を有つ家族の集團的性格に就いての理解には至らず、従つて、時と處による特殊なる家族形態の出現すべき社會的契機に關しての考察にまでは及ばぬものがあると思はれる。斯かる誤を冒すことなく、家族を社會構成の一單位をなす集團としてその具體性に於いて見ようとする爲には、更に立場を異にする考察が要求せられる。この立場を明らかにするために、家族が社會生活の中に於いて有つ意義に就いての一應の考

察が必要であらう。

家族生活は、血縁依存なる人類本然の感情に基く、悉ゆる社會に於いて存在する根本的なる生活様式である。其處に我々はある抽象化された家族體に就いて考へ易いが、然し考察の對象となる具體的實に於いては、その形態は常に一樣でない。血縁信賴の感情によつて集團生活を營む人々の意慾が時代・社會の制約を受けて具體化さるゝとき、はじめて家族生活が歴史の世界に入り來るのである。

この事に就いては、やゝ詳らかに考察を試みるのが本論の展開に就いて必要と思はれる。

家族は、何人もその所屬の一員たること無きは有り得ない基本的生活様式である。縱へ強弱の差こそあれ人は悉く家族的關係の中に身をゆだね、そのことにより彼の行爲の上に種々の制約を受け、個人はその生活に於いて、時には家族人としての態度を要求される。斯かる行動の制約を受くる人々が更に廣く社會生活を營み、種々の集團に参加することによつて、それら集團の有つ諸秩序によつて再び自己の行爲に就いて種々の規定を受くるものがある。其際、集團の性質として、ある種のもの、例へば教會・國家の如きに屬する場合、その集團の秩序維持のためには、所屬員はたゞに一個人としての行爲に制約を受くるに止らず、このことは延いては家族の成員としての行動にまでも及ぶものがある。これは、家族が血縁なる特殊の關係を有つ者によつて營まれてゐることの結果として、集團としての安定性を有ち、社會的秩序は人々の家族的行動に依存するところ多く、従つて社會統制の立場よ

りしてその行動に干與する場合多きによるのである。

斯く社會が自己の秩序維持の目的をもつて所屬各員の行動を規定することは、社會關係の緊密であり統制の鞏固なるに比例して著しく、それに従つて個人の自由は強く抑壓せられ、家族生活に於いても種々制約を受けては特殊なる様相を示すにいたる。斯かる社會統制の上よりして、個人の家族の一員としての行動形式を規定するところに家族制度の成立があり、この制度に對して人々の生活感情は時あつては對立しつゝ、その改變に導きつゝ、新なる家族形態の出現すべき因となるものである。

斯く、家族の種々なる形態を廣く社會的所産として考ふることによつて、問題の具體的なる把握のための一の立場を定め得るであらう。

鎌倉武家社會に於ける家族の形態に就いて見るとき、上述するとき社會意志による影響の特に顯著なることが觀察せられる。このことは此の社會の有つ構造の特殊なる事情に基くものとして理解されるべきであらう。

武家社會組織の根底をなす紐帶が主從相互の恩義の觀念にあることは縷述するを要しない。累代の主從關係の中に育まれたこの觀念は、社會統制に於ける將軍の獨裁を可能ならしめ、將軍の意志は同時に社會のそれとして、武士の行爲には個人の恣意は自由の振舞として許されず、家族の一員としての行動形式に就いても亦顯著なる影響を蒙り、家族の形態に於いて特殊なる姿を示すに至るは容易に

理解されることである。

然も武士の家族生活には、後述することく、その内部秩序に於いて固有なるものを多く含むことにより、かゝる外部よりの規定との交渉に於いて執る態度の明瞭に現はるゝものあり、加ふるに武家社會の構造の單調性は、部分的なる現象を直ちに全體的なるものに擴り易からしめることにより、斯かる特殊化が更に著しく現れ易いものがある。

斯く、武士が主従關係なる秩序に従ふことによつて特殊化せらるゝ家族の形態を観るところに、問題の具體的なる考察の一の立場があるとさるべきであらう。斯様の觀點に立つて些なる考察を試み、武家社會研究の一章としようと思ふ。従つて本論文に於いては武士家族生活の諸相に關する一般的説明にはふれず、其等の知識を前提として直ちにその特殊なる姿のもつ歴史的意義についての考察に入るであらう。

二

武士の勃興は、多くの古代的なるものゝ再生を伴つた。家族生活に於ける民族的精神がその一であり、家長を中心とする鞏固なる結合の基礎をなすものである。

この家長的家族の有つ秩序に就いては、主觀的、客觀的兩方面よりの考察が可能であらう。即ち武士各自がその家族生活に於いて家長を中心とする鞏固なる結合を感じるとともに、またその生活様式

に於いても不可分なほど密接のものを有したことである。この兩者を明瞭にするものとして、前者に於いては成員相互の間に見らるゝ同族的感情が、後者にあつては財の所有の問題があるであらう。然し兩者はもと／＼不可分の關係に立ち、特に區別して論述することを必要としない。問題の展開について随時に觸れてゆくことで足りると思はれる。

家長的家族の特性の一として、家の尊重がある。その社會に於ける生活のあらゆる場面に於いて常に個人よりも家が前面にあり、個人の行爲は家のそれに包含せられて獨立性なるものを有たない。従つて斯かるものとしての家の行事を司る家長の權威の強化があり、このことから父權の絶對性の生じ來る所以である。

武家社會に於いても、父權は極めて強力なる性質を有つてゐた。その一例として、子に對して勘當を行ふことの自由がある。このことは武士の間においては通常見らるゝところであつた。武田入道光蓮が三男忠信を義絶せる際には、光蓮は忠信の孝を認めつゝも尙その心操不調の故を以て理由とし、執權北條泰時の宥言に對しても、他事に於いては悉くその命に従ふもこの一事のみは自己の自由を許されなき旨を述べ、泰時も此上は如何ともなし得なかつたことが記されてゐる。

この親權の特に強大なことは、更に財の處分に際しても窺はれる。一度子に讓與せる土地も親の意志によつて取返すことが認められてゐるのであるが、特に女子に關する規定に於いて注目すべきもの

を示してゐる。一度女子に分譲せる土地を親の意志によつて取り返し得るや否やに就いて、法家はこれを否定した。然も武家法に於いては法家の定むるところと相反することを知りつゝもその行爲を是認し、その理由として、取り返し得ざる時は女子はそれを頼み親に對する不幸の罪を憚らず、父母も亦斯かる事の起るべきを察して土地を譲らず、遂には親子義絶の生ずる所以であるとして、この不義の防止の爲め斯かる規定を設くる上は、女子はその譲與を全うせんがため忠孝の節を施し、父母はまた慈愛を以て撫育すべきを説くのである。土地の譲與に際して考を全うすべきを訓へてゐるところに家族生活に於ける土地の重要性が示され、それを中心として、幕府が家族的秩序の維持に努力せる事情を見るべきであらう。

斯くのごとく、法家の思想に反して、父權が女子に分配せる土地にまでも及ぶことを認めた武家法に於いて、延いては、他家に嫁せる女子の土地處分に就いても特殊なる規定を示してゐる。

女子の婚家において、その所領は、歿後子無き場合は夫これを所有し得ず、祖家に還すべきことが規定せられた。このことは斯かる場合には夫婦同財の故を以て夫これを得て、妻の祖家に歸すべきでないとする法家の思想と對比することにより前者の有つ意義が明らかにされるが、この事も前條に於いて説くところの女子に譲與せる土地の取返し可の否に就いて公家法と武家法において相反することと關聯するものであり、武家家族の諸秩序の考察に重要なものを含むと思はれる。

女子に對する親權が更に他家に嫁せる後も及び、その遺産は子無き場合は夫に屬せず祖家に還されたことは、たゞ親權の強大なることのみならず女子の財の所有の性質を示すものとして、家と財との關係の考察にまで導く。

武家社會生活の特性として、個人よりは家が前面に來ることは前述の如くであり、このことは更に財の所有に就いても家が重要な地位を占めてゐた事情を示すものがある。即ち財——土地が本來は個人よりは家に屬してゐたこと、即ち家産として考へられ、個人に分讓されてもそれは家族の一成員としてあり、ある家の成員であることよりの脱離はその家に傳はる財の所有の資格を失ふことである。女子が土地の分讓に與り得たのは祖家の一員としてあり、この關係は他家に嫁せる後までも失はれず、従つてその財も前述せる公家に見るごとく夫婦同財としては考へられず、親權がその歿後の土地にまで及び得たことが推察されるであらう。

尙ほ土地が家に屬するものとして家産の維持の考へられたことは、女子への土地の分讓が、後に女子がそれを持參して他家に嫁し子の出生と共に婚家に傳るにいたるべきを慮り、その讓狀が多く一期知行とし、次の相續者として家族の一員をあらかじめ指定せることも、斯かる意圖に基くものとして興味ある事象と云ふべきであらう。

親權は此の社會に於いて斯く強大なる力を有ち、家長的家族の特性を著しく示すものがある。然るにその行使さるゝ諸例の吟味に際して、たゞ一つ異例なるものが認められる。親が土地を子に讓與する場合、ある特別の例に限り、幕府が積極的にその處分の仕方干與して親權の恣なる行使を制限したことである。即ち御成敗式目第二十二條に於いて、父が所領を諸子に分配するの際、繼母の讒言により、又庶子に對する鐘愛のため、義絶されざる子に對して分配を行はぬことを非據として、少分を宛つべきを規定してゐることである。

この箇條は、先人によつて、前述する如き親權の絶對性に對し幕府の干渉する唯一の例外的なるものとして指適されてゐるのではあるが、然もかゝる例外的なるものこそ武家家族の形態を特殊化するものとして最も注意さるべきものを含むとされねばならない。

この特殊性の出現し來れるところに就いては、封建なる土地に基礎を置く制度の上に成立せる武家社會の特質を考ふる時容易に理解さるゝことであらう。この社會に於いて、その一成員たる武士が土地を領有せぬことは、通則として幕府に對する奉仕の手段を失ふこと、即ち御家人たる資格の喪失を意味することであり、幕府としてはこのことは自家を維持すべき勢力の減少を齎らすものである。斯かる事象を防止する必要よりして、父權への干渉をも敢てして此の規定を設けたものと見るべく、武家家族がその所屬する社會秩序の制約を受けて特殊化さるゝ一現象として考察さるべきであらう。然

もこの事が、「抑雖爲嫡子、無指奉公、又於不孝之輩者、非沙汰之限矣」と條件付けられてゐる點に、幕府の考慮がたゞ奉公なる社會秩序の維持者のみを對象とせることを見るべく、このことは明らかに幕府に對する奉仕の念を以て紐帶とせるその特殊なる社會構造に基き制定せられた明確なる規定と云はるべきであらう。

御家人の土地問題が斯く奉公との聯關に於いて考へられてゐることは、更に御家人自身の相續觀念に於いても一の變化を示した。時代の變轉につれて深刻化せる社會の窮乏は遂に土地を有たぬ御家人の存在をも認むるの止むを得ざる變態的事象を示すに至つたが、貧困なる御家人が、父の遺産を當時の例に従つて分割相續をすることが、各自の受くる土地の狹小となり、奉公の實を擧げ得ぬに至ると考へては、遂に一子を選んで相續せしめ、他の者は之を援けて協力奉公を全うせんとしたものゝ生せることである。相續の形式としては諸子分割がこの社會に於いての通例であつた。僅少の財力の分割が各自の奉公の力を弱めて社會勢力の減少を來すとき、その維持の立場からは相續制をも改めようとする、社會秩序が家族生活の上に及ぼす影響の最も顯著なる一例と見るべきである。

四

斯くの如く、固有の家長的家族の秩序を保ちつゝ、なほそれが次元を異にする主従關係なる新秩序によつて特殊化する事情は、また家族各成員を結ぶ同一感情に於いても強き影響を及ぼさねば止ま

なかつた。然も斯様の觀念上の變動は、前述せる如き諸規定を通じて窺はるゝものに比して遙に複雑なる姿を示すものがある。

武士はその屬する社會構造の特質に基き、家長的家族の一員として家固有なる秩序に服しつゝ、なほ主従關係に於いて主への奉仕を最高のものと感じてゐる。斯く個人が二の鞏固なる秩序に自己を没入せしむることは、平常に於いては何等の矛盾を齎らさなかつた。家族の一員としてその統制に従ふことは、家を單位として幕府に奉仕することの基礎にあり、幕府の御家人に對する態度も、廣く一族の團結を説き、それを基礎とすることにより社會統制に於いて簡明なる姿を有たうとするのである。

然しこの二個の秩序が時あつて反撥する場合、その及ぶところは豫想さるゝよりも遙かに激しく、且つ廣範圍に互るものがある。これは武士の生活感情が單純で然も個性強きため、一の矛盾が容易に全面的對立にまでも進展しゆく傾向を有つによるものであり、其際兩者の間に身を處する武士の行爲が種々の興味ある問題を呈示する。一度主従關係の中に身を經驗した武士は、斯かる場合、たゞ家族的秩序に従ひ家と共に行動するを以て唯一のものと考へることは不可能であり、更に廣く武家社會の成員としての立場は、主従關係なる別の事情に於いて自己を顧み、その何れに従ふべきかを定めることが必要とされる。斯かる場合に處してある人々の行爲を吟味することより、武家社會思潮に就いて興味ある考察の道がひらけてゆく。

斯かる場合に於ける態度の全く相反する二例を擧げて問題の理解を進めてゆきたい。(一)建保元年五月、和田義盛が北條義時に對する反感から幕府に敵對行爲を起したとき、彼の甥高井三郎兵衛尉重茂は一族の謀曲に與せず觸り幕府に加り命を殞した。人々はこの行爲を見て感歎せざるは無かつた。(二)然るに、寶治元年六月、三浦泰村一族が北條時頼により誅せられた際、妹婿上總權介秀胤も縁に坐して討伐されたが、秀胤の弟下總次郎時常は、兄と亡父の遺領に關して相争ひ不和の間であつたに拘らず、斯かる大事に當つては自ら進んで兄に加擔して死體を一席に並べた。これに對しても亦勇士の美談とされたことが記されてゐる。

この二の行爲は、全く相反する精神によつて貫かれてゐる。前者に於いては、武士は主に對する奉仕の爲には一族の秩序を棄て、後者にあつては、一族の結合は主従の恩義を顧みなかつた。然も兩行爲共に世人によつて善と判斷されてゐるのである。この事は注意されねばならない。相反するこの行爲の共に肯定さるゝ根據については、吾々は前述せるごときこの社會の有つ特殊なる構造に基いて理解する。前者に於ける行爲を善と判斷する立場においては、たゞ同族的結合感情を見て他の何物も顧みない。このことは武士の家族的結合が古代氏族制度的精神の再生としてあることを考ふる時容易に理解されるが、然も彼らはこの素朴なる判斷にのみ終始しない。より廣き社會生活に入ることにより生ずる主従關係の秩序は、後者の如き行爲を肯定しようとするのである。この新らしき道德觀念につ

いて藤原泰衡の遺黨大河兼任はその舉兵に際して、六親夫婦の仇を報ずるは古例多きも主の敵を討つは自らを以て始とすると揚言した。斯かる例の此の時に始まりしやは別問題としてよい。たゞ斯く宣言せる心情において自ら新しき倫理の實踐者としての情念に溢れてゐたことを見るべきである。此處に規範を異にする新道德の發生があり、國民道德史上に一轉機が見られるとさるべきであらう。その新なるものゝ發生に際して起る混亂がこの時代の姿であつた。

斯かる兩秩序の交錯が一個人の上に及ぶとき、兩者共に斷ち得ぬ——從ひ得ぬ心の迷ひを生じる。前述せる和田義盛の亂に於いては、彼の子朝盛は自己の立場に悩み、「順_二族不可_一奉_三射_三主君、又候御方不可_一敵_二于父祖、不知_一人無爲免_二自他苦患_一」とて出家し、悉ゆる繫累を振り棄て、上洛を企てた。そのあくがれる佛菩薩の世界において、人は現世のあらゆる束縛から逃れてたゞ一個の人間として考へられる。斯かる世界への轉身——それは武士社會より脱離である——の必要とせるところにも武士生活理念の交錯を見るべきである。

二者のうち一を選択することは、選擇する者が兩者より離れた立場にあることを必要とする。武士が一族的行動に際して自己の態度を顧みることは、自己を家族生活の中に没入し得ぬ事情にあることを意味する。かゝる選擇の必要とするところに沒我的なる同族的感情より個人の獨立に導かれゆく一の契機があるとさるべきであらう。この個人の意識は主從關係によつて引き割かれた家族的結合の間

隙に現はるる一の畸形的產物である。

尙ほ、武家社會に於ける個人の獨立を導くべき契機として、武士生活そのものの中に本來含まれてゐる普遍的なるものに注意しなければならない。それは武勇尊重の觀念の中にも見らるゝ武士の實質主義的傾向である。この社會に於いては武名を擧げる爲には父子先陣を争ふことすら勇士戰場に赴くの法として美談とされた。かゝる觀念が主に對する奉仕の念と結び付き、主の爲には身命を捨てゝ顧みぬを最高のものとする道義心の發生に見らるゝ如く、その武勇を以て主に奉仕し、かゝる者としての名を擧げむことを願ふ。この名譽の追求は、戦時より平時に互る藝能の鍛錬となり、實力による優劣の判定は技能が傳統よりも重んぜらるゝに至つて、人が家よりも前面に來るところの根據があるとさるべきであらう。政治に於いて實踐的傾向を多分にもつた幕府當路者において、その政策遂行の爲には人材の必要が痛感せられたに相違ない。最も熱心なる爲政者であつた北條泰時によつて武士の賢不肖が屢々問題とされてゐるのである。

更に斯かる才能による個人の優劣の傾向は、京都文化の受容に際して一層顯著に見ることが出来る。京都文化の諸要素は多く武士には未知のものであり、それを傳ふる家柄が存在しない。然も幕府の京都との接觸は斯かる才藝を有つ者を必要とし、近習者の選擇に於いてもその才能の如何が先づ問題とさるゝに至つて、個人が家柄より放たれて新なる秩序の下に立たうとする機運あることを見るのであ

る。

斯かる家柄よりも個人を要素とする新らしき秩序の出現は、法の割定によつて明確に示されてゐる。法による社會統制の特質として、社會構成各員の特殊性の無視が指適されるが、人々は法に對してはすべて個人としてその適用を受け、家柄・地位の如何によらない。即ち個人の認知が最も適確に行はるるものであり、人が個人としての獨立性を獲て、家長的家族精神に對して相反するものを含むに至ると考へらるるであらう。

斯かる社會秩序に於ける沒我的同族結合の破れて個人の出現し來る過程を示すものゝ一として縁坐の制がある。縁坐は武家社會にのみ限らるゝものでなく、原始社會に於いて最も明らかに見え、此處にはその殘存として考へらるゝものであるが、斯かるものゝ尙は強く現はれてゐるところにも武家社會の性格を見る一の手懸りがあると思はれる。

縁坐は未開社會に於ける通有性であり、個人の行爲は同時に彼の屬する集團のそれとして考へられ個人に對する刑罰が集團全員に對してなされることは、個人と集團の關係が全く區別されぬ程密接であることによるものであるが、斯かる現象は、古き氏族社會の精神を含む武家社會に於いても明らかに保存されてゐる。その一例として、起請文の失を判定する諸條の中、起請者の父子に罪科の出來するを以てその理由とする一條が注意される。起請者の行爲の中に違ふものあるときは、同時に行爲者

の子或は父に於いても罪が出現することを云ふのである。斯かる規定の考へらるる精神に於いて、未開人の間に於いて夫が妻の出産に伴ふ肉體的苦痛を自らも經驗すると云はるゝことゝ相通するものがある。と云はるべきであらう。斯く肉體的苦痛が、罪がその縁者に相通して起るとさるゝ程密接な聯關を有つとすることに、個人に對して、彼の屬する集團の成員と分離して考へ得ず、個人の行を同時に集團全員のそれとして考へる心理的根據がある。

勿論鎌倉時代に於いて、人々のもつ思考の型が未開のものそのまゝを保存したとは考ふべきではない。然し社會生活の實際に於いて、制度は常に古きものゝ殘存形態を含むことよりして、なほ古代的精神を多分に包含せるこの時代に於いて、縁坐の慣習は社會の發展段階より見て首肯さるゝ以上に廣範圍に行はれた。その最も顯著に現れるのは、武家社會に於いて屢々起れる騷動の際、亂者の一族に及ぼす刑罰に於いてである。これは一族の團結の將來に残す禍根深きものあるを慮つてのことであらうが、死を堵する家族的結合精神を見るべく、なほ慣習として斯かる刑罰の行はるべしとの豫想が更に人々を驅つて自ら亂者に與し事を大ならしむるに至るものがあつた。

斯かる必要以上の犠牲は、私的鬭争の際にも繰り返された。この事は幕府當局者として、武家社會の秩序維持の上より見て避けねばならぬことであつたであらう。その範圍の必要以上に大なるものゝ縮少が問題となるのであり、家族的同一感情に基く連帶性へのある限定を附することが考慮さるゝに

至るのである。

御成敗式目の中第十條に於いて、殺害及び刃傷を行へる者の罪科を規定してゐるが、その内容は次の三項に分析される。(一)當座の諍論又は遊宴の酔狂による行爲の際には、犯人の父或は子はその犯行に交らぬ時には罪にならない。(二)然し子又は孫が父祖の敵を殺害せる場合に於ては、父祖はたとひ之を知らぬ場合でも罪に處せられる。(三)子が人の所職、財寶を奪ふ目的で殺害を企てた際にも、その父が之を知らざること明らかな時は坐せないとされるのである。此處に同一刃傷行爲の種々の場合に於ける刑の適用方針が示さるゝのであるが、(一)及び(三)に於いては犯人の家族は坐せず、(二)の場合にのみ坐する理由として、「爲散父祖之憤、忽遂宿意之故也」とされることが重要な意味を有つ。前二者にあつては、その犯罪は全く個人的性質を帯びてゐる。然るに後者に於いては、父祖の爲にするものとして、即ち子孫の立場より出づるものであり従つて家族的性質を帯び、その限りに於いて父祖は子孫の犯行について連帶の責を負ふのである。斯くて、同一行爲を、その動機よりして個人的なるもの及び家族的なるものと區別して刑の適用を異にせんとする點に古代の素樸なる縁坐の制の發展があると見られるであらう。かく古きものゝ所産を當時の社會情勢に應じて改め、社會秩序を整へようとするところに、社會統制の任に當るべき爲政者としての意圖を見ることが出来る。此際、人の行爲が或る場合においては個人的なるものとして認知さるゝことは、家族生活の中に自己を没入す

る家長的家族精神の分解に導く第一歩とさるべきであらう。

然も斯かる規定が果して武士一般の生活精神に妥當し得たか、古き家長的家族の諸秩序はかゝる一片の法令によつて改められ解消されゆく傾向を有つたか、問題とされ、遂に生活と法律の問題にまで至るのであるが、家族生活の具體的事實はかゝる推察に對する反證を示すものがある。武士達が斯かる規定を犯して、罪人の縁者に對し私に恣に刑罰を加ふるものあるを禁止する旨を度々告げてゐることである。生活感情に根ざす慣習は一時の規定を以て改まるべきではない。殊に日常生活に於いて傳統に依存すること多い武士があつてこの事は著しく、法と生との疎隔とよばるゝものが此處にも見出されるのであり、此場合に於いては爲政者の新らしき理論に對する一般生活の隔離を齎らしてゐるのである。

この現象は、武士生活に於いて特に顯著に見出さるゝ保守的傾向の考察より容易に理解され得る。土に親しむ生活の中に育かれた彼等の精神には多くの非論理的な色彩をもつてゐた。その良き例として、御成敗式目の編纂者として最も理性的傾向を有つと云はるゝ北條泰時に於てすら、なほ感情による非理性的言行があつた。嘗て評定の席上、弟朝時の危難を聞くや直ちに駆けつけて急を救はうとしたことがある。この行爲に對して老臣が諫めて、重職ある身として、縦へ如何なる重大事變の出來する事あるも先づ人をして事情を見せしめて後に計を廻すべきであると云へるに對し、答へて云ふ、

この事件は、他人にとつては小事と思はるゝであらうが、然し自己に於いては弟の危難は建曆承久の事變と異らず重要事であるとして、その爲に赴いた自身の行爲を正當視してゐるのである。此の言葉に明らかに非論理的なるものが含まれてゐる。常に事物の道理を説きつゝ、自身渦中に入るや爲政者としての自己の立場を忘れ肉親の感情に依て行爲し、公私を混同して憚らぬ認識不足とも稱すべきものも、前に武士の倫理觀を論ずる際指適せる武士生活に於いて見出さるゝ矛盾を最も鮮明な形で示すものと見るべきであらう。尙ほこの言行に就いて、重臣達は兩者の言葉の是非を論じて遂に決しなかつたことが記されてゐる。斯かる問題が採りあげられて人々に論議せられてゐるところに事件の性質を理性を以て見ようとするとする新らしき機運のあるを認めつゝ同時になほその見透しの決せられぬ混沌たる社會の姿を見ずには居られないものがある。鎌倉時代の武士が中世的なるものと稱さるゝは勿論たゞ無學なるによるのではない。生活精神に於ける斯かる混亂、新なるものへの働きを保有しつゝ尙多くの矛盾を経験しなければならなかつたによるものであらう。